

資料

【議題2】

総合事業の開始に伴う来年度からの
地域包括支援センター業務内容のあり方について

平成28年度 第2回大阪市地域包括支援センター運営協議会

平成28年9月

大阪市 福祉局 高齢福祉課

介護保険制度改正に伴う新総合事業の創設について

背景

団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）に向け、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者の増加が予測される中、介護費用の増大や介護人材の不足が見込まれることから、介護保険制度を持続可能な制度とする必要がある。

内容

介護保険制度改正における重点化・効率化の取り組みとして、平成29年4月までに介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）を実施する。

全国一律の要支援者の予防給付のうち訪問介護、通所介護を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様なサービスを提供するとともに、費用の効率化を図る。
住民主体の介護予防活動を支援し、地域づくりを推進する。

本市における検討状況

大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会において検討

・平成28年1月に実施案を示し、以降審議を重ね（分科会 3回、部会 3回）7月に了承を得た。

今後の対応

8月～9月 事業実施要綱及び事業者指定基準要綱の案を作成し、意見公募を実施。
10月～ 新たなサービスを実施する事業者の指定を開始

新総合事業の制度構成

介護保険制度

< 現行 >

< 移行後 >

介護給付 (要介護1~5)

介護給付 (要介護1~5)

予防給付
(要支援1~2)

訪問看護、福祉用具等

現行と同様

予防給付 (要支援1~2)

訪問介護、通所介護

事業に移行

全市町村で実施

介護予防・日常生活支援総合事業

地域支援事業

介護予防事業

一次予防事業

二次予防事業

多様化

介護予防・生活支援サービス事業

- ・ 訪問型サービス
- ・ 通所型サービス など

一般介護予防事業

地域支援事業

包括的支援事業・任意事業

地域包括支援センターの運営
在宅医療・介護連携推進事業
認知症施策推進事業
生活支援体制整備事業

など

包括的支援事業・任意事業

地域包括支援センターの運営
在宅医療・介護連携推進事業
認知症施策推進事業
生活支援体制整備事業

など

介護予防・生活支援サービス事業

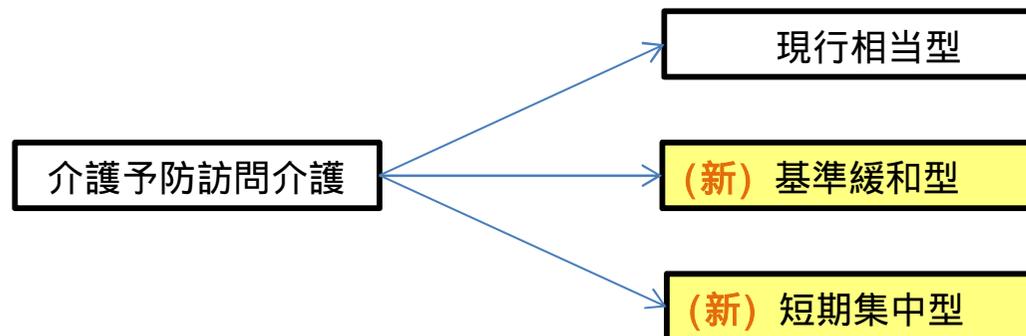
必要度に応じた多様なサービスを提供

現行

移行後

〔訪問型サービス〕

生活援助とは、掃除・洗濯・買物・調理等

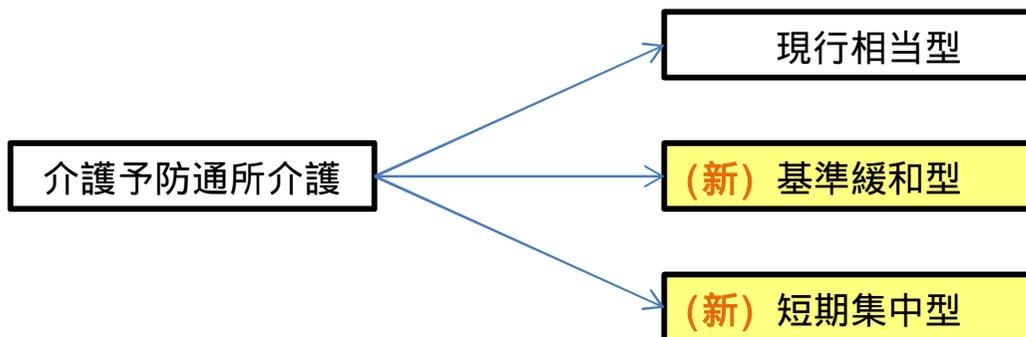


内 容：訪問介護員が身体介護、生活援助を実施
対 象 者：認知症の方、身体介護が必要な方等

内 容：本市研修の修了者が生活援助を実施
対 象 者：「現行相当型」の対象者以外の方
報酬単価：「現行相当型」の75%程度

内 容：うつ予防・口腔・栄養のプログラム（3～6か月程度）
対 象 者：閉じこもりの方、口腔の機能向上や栄養改善の必要な方

〔通所型サービス〕



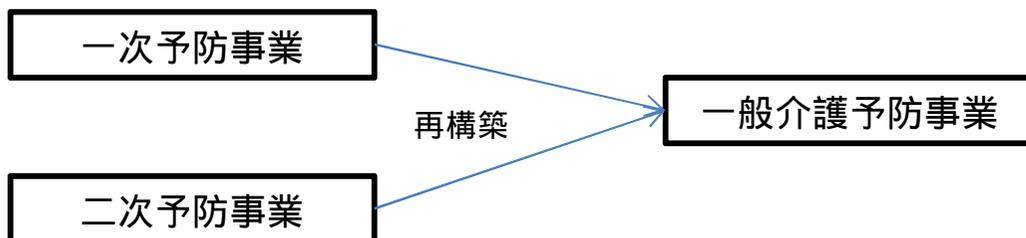
内 容：3時間以上の食事・入浴等および機能訓練

内 容：3時間未満の食事・入浴等または機能訓練
対 象 者：サービス利用開始時の慣らし利用、入浴のみの利用など
報酬単価：「現行相当型」の70%程度

内 容：運動・口腔・栄養のプログラム（3か月程度）
対 象 者：運動・口腔の機能向上、栄養改善の必要な方

一般介護予防事業

住民主体の介護予防活動を推進



いきいき百歳体操の普及を支援

- ・地域介護予防活動支援事業
- ・地域リハビリテーション活動支援事業 など

来年度からの地域包括支援センターの業務内容について（案）

現行

地域包括支援センターの主な業務内容

包括的支援事業
(地域包括支援センターの運営)

委託

総合相談支援業務

虐待の早期発見・防止などの権利擁護業務

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(地域ケア会議)

介護予防ケアマネジメント業務

- ・介護予防の普及啓発
- ・二次予防事業対象者の把握
基本チェックリストの実施
対象者把握のための講演会の実施
- ・介護予防ケアマネジメント
(対象者：二次予防事業対象者)
- ・一次予防対象者の支援

そのまま

そのまま

そのまま

そのまま

廃止

新規

指定介護予防支援業務

指定

介護予防支援事業

- ・予防給付サービスを利用する方の
ケアプラン作成
(要支援1・2の方)

そのまま

平成29年4月から

地域包括支援センターの主な業務内容

包括的支援事業
(地域包括支援センターの運営)

委託

総合相談支援業務

虐待の早期発見・防止などの権利擁護業務

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(地域ケア会議)

「介護予防の普及啓発」は、包括の本来的な役割として実施

介護予防・日常生活支援総合事業

委託

第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）

- ・「介護予防・生活支援サービス事業」のみを利用する方の
ケアプラン作成
(対象者：基本チェックリスト該当、要支援1・2の方)

指定介護予防支援業務

指定

介護予防支援事業

- ・予防給付サービスを利用する方の
ケアプラン作成
(対象者：要支援1・2の方)

各区1包括
で実施

平成27年4月
以降順次実施

包括的支援事業（社会保障充実分）

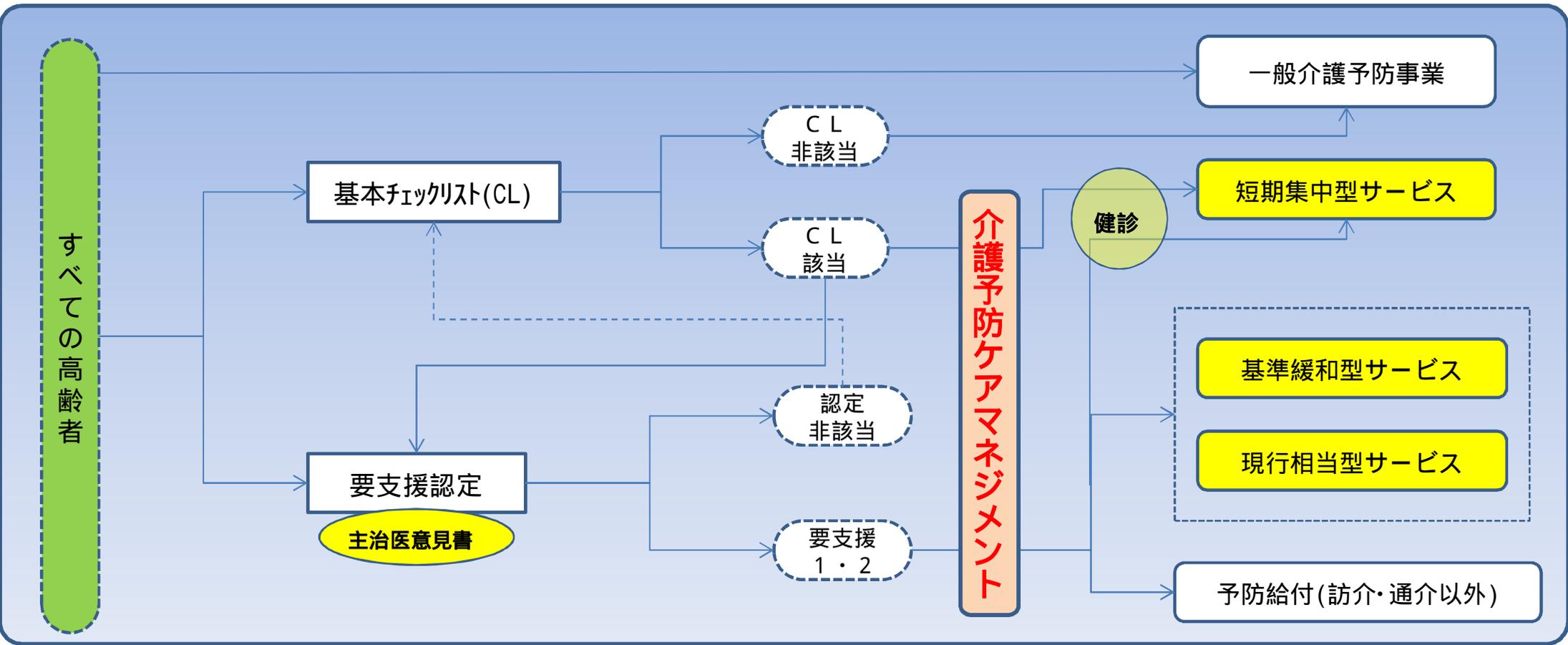
在宅医療・介護連携推進事業
・高齢者等在宅医療・介護連携に
関する相談支援事業 など

生活支援体制整備事業
・生活支援コーディネーター
など

認知症総合支援事業
・認知症初期集中支援チーム
・認知症地域支援推進員

サービス利用対象者の振り分けの標準化について

国のガイドラインでは、介護予防ケアマネジメントを通じて多様なサービスの利用を促進することが重要とされているが、介護予防ケアマネジメントの原案作成等は、地域包括支援センターへの委託により実施するため、サービス利用対象者の状態像によって振り分けるプロセスを標準化し、客観性・中立性・公平性を確保する必要がある。



認定更新時の取扱い（予防給付を利用する場合を除く）

対象となる利用者の状態像がより重度なサービス等に変更する場合等を除いて、認定更新申請または基本チェックリスト実施のいずれかを本人が選択

短期集中型サービス 基準緩和型サービス又は現行相当型サービスに変更する場合
 基準緩和型サービス 現行相当型サービスに変更する場合

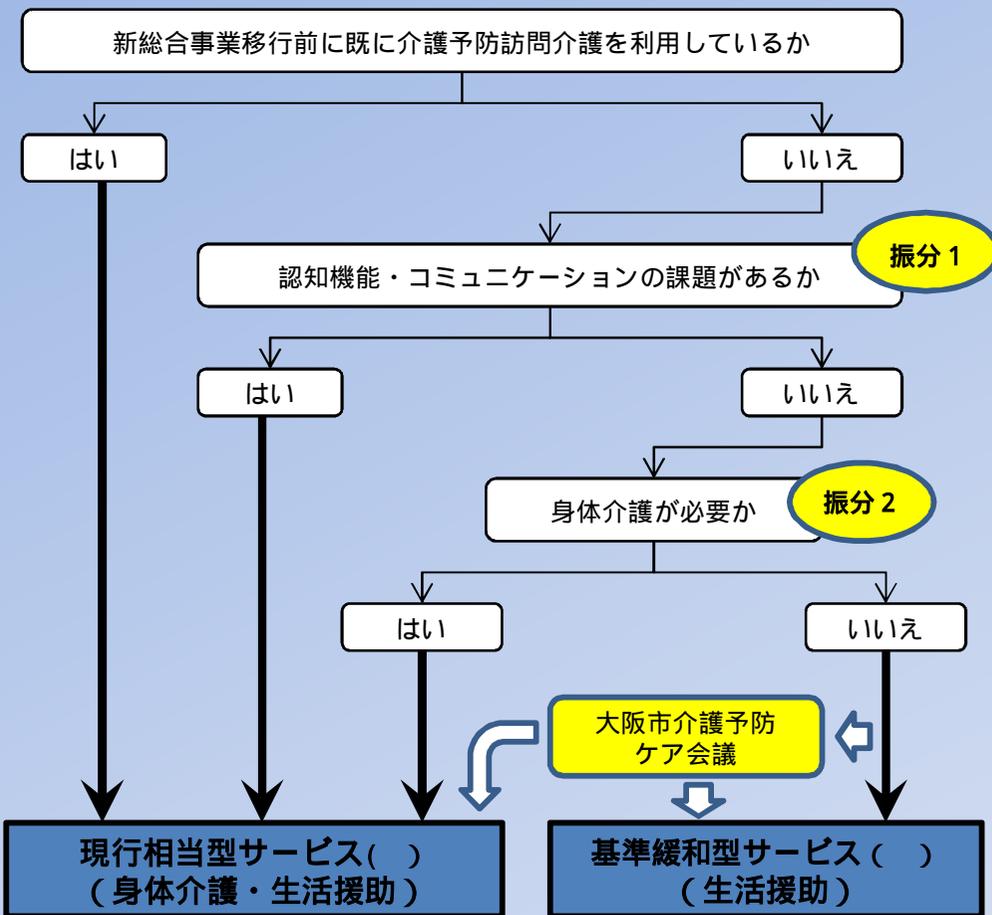
などは認定申請（更新）が必要

サービス利用対象者の振分けの標準化について

訪問型サービス

介護予防ケアマネジメントを通じて必要な支援の内容と時間を決定

訪問介護員等による現行相当型サービス利用の必要性について、次のプロセスで利用者の状態像を確認し、市域全体で統一的な振り分けを行う



当該サービスを含め、対象となる利用者の状態像がより軽度なサービスについては、利用者の希望を勘案し、ケアマネジメントにより利用が可能

現行相当型サービスの振分けについて

振分 1

主治医意見書の「認知症高齢者の日常生活自立度」を用いて確認

ランク 以上又はM

ランク自立又は であるが、認定調査票等の関係項目で特定の選択肢に該当

振分 2

主治医意見書の「障がい高齢者の日常生活自立度」を用いて確認

ランク B 以上

ランク自立又は J 1 又は J 2 又は A 1 又は A 2 であるが、認定調査票等の関係項目で特定の選択肢に該当

(仮称) 大阪市介護予防ケア会議のイメージ

目的	現行相当サービス（訪問型）の提供の必要性について、多職種による専門的な観点から検討し、意見をいただく
検討対象	「振分 1」「振分 2」の結果、「基準緩和型サービス」の利用がふさわしいとなったが、介護支援専門員が現行相当型サービスの提供が必要と考えるケース
構成員	医療・介護予防・ケアマネジメントの観点について専門的な知見を有する方
開催頻度	月 1 回程度
事務局	福祉局高齢者施策部高齢福祉課

通所型サービス

介護予防ケアマネジメントを通じて必要な支援の内容と時間を決定

3 時間以上のサービス利用

現行相当型サービス

3 時間未満のサービス利用（1 か月間を通じて）

基準緩和型サービス（短時間型）

(例) ・サービスを初めて利用する際の慣らし利用
・入浴のみの利用 など